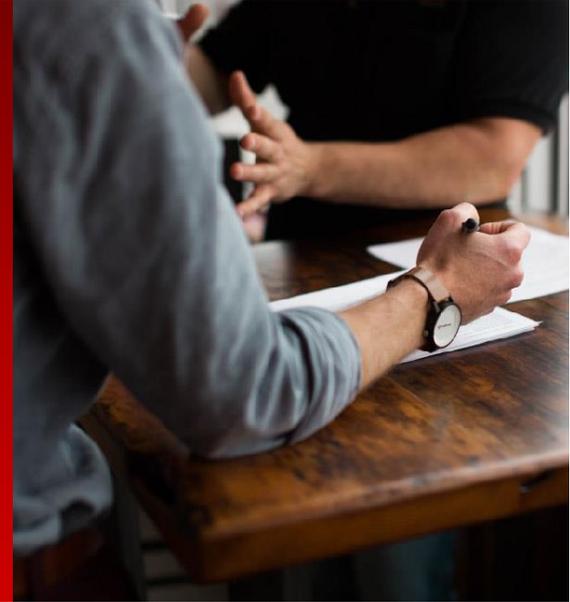




スリランカ・ベトナム・インドネシア・ミャンマー・中国
特定技能支援機関
株式会社エヌ・クリエイションのご紹介
得意分野介護・ビルクリーニング・建築・外食業

登録番号:19登-002529



NcreationN



ご挨拶

当支援機関では、スリランカ・ベトナム・インドネシア・ミャンマー・中国を中心に優秀な人材を企業様にご紹介しております。

【特定技能制度】とは

2018年12月の臨時国会において、在留資格「特定技能」の新設を柱とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が可決・成立し、2019年4月1日より人手不足が深刻な産業分野において「特定技能」での新たな外国人材の受入れが可能となりました。この在留資格「特定技能」に係る制度とは、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくものです。

日本が抱える課題のひとつに若手の採用難があります。この制度を導入されることで、意欲ある若手を雇用でき、生産性向上のみならず職場の活性にもつながります。

当支援機関は、少人数でも丁寧かつ親身に対応することを目指しており、日本語堪能なスタッフにより企業様にも特定技能者にも安心いただける活動を心掛けております。実りあるこの「外国人特定技能制度」をご活用いただき、企業様の発展とともにスリランカ、ベトナム、インドネシア、ミャンマー、中国、の人材育成にご賛同を賜ります様お願い申し上げます。

代表理事 古澤 みちよ



特定技能外国人を受け入れる分野について

- ①介護 ②ビルクリーニング ③素形材産業 ④産業機械製造業 ⑤電気・電子情報関連産業 ⑥建設
⑦造船・船用工業 ⑧自動車整備 ⑨航空 ⑩宿泊 ⑪農業 ⑫漁業 ⑬飲食料品製造業 ⑭外食業

※特定技能1号は14分野で受入れ可。

※⑥建設、⑦造船・船用工業のみ特定技能2号の受入れ可

特定技能1号と2号のポイントまとめ

	特定技能1号のポイント	特定技能2号のポイント
在留期間	1年、6か月又は4か月ごとの更新、 通算で上限5年まで	3年、1年又は6か月ごとの更新
技能水準	試験等で確認 (技能実習2号を修了した外国人は 試験等免除)	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を 試験等で確認 (技能実習2号を修了した外国人は 試験等免除)	試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的に認められない	要件を満たせば可能(配偶者、子)
受入れ機関又は 登録支援機関による支援	対象	対象外

在留資格について

📌 特定技能1号

特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

📌 特定技能2号

特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定技能ビザ取得方法

1. 技能実習生2号終了者(2年10か月後)は無試験で移行
2. 技能実習生3号終了者(2年10か月後)は無試験で移行
3. 技能実習生1号者は特定技能評価試験に合格で移行
4. 国外に居る外国人は特定技能評価試験に合格で移行
5. 国内に居る外国人は特定技能評価試験に合格で移行

※基本的に国益とならないと判断される外国人であると判断されると特定技能への付与はされません。
(例: 不法滞在者、退学者等)

特定技能制度の特徴

- 👉 特定技能は知識又経験が必要
- 👉 最大5年間日本に住むことができる
- 👉 登録支援機関又は雇用先がサポート
- 👉 受け入れ人数制限無
- 👉 正社員と同じ扱い
- 👉 同じ業種であれば転職可能

外国特定技能の受入れメリット

👉 社内活性化

日本で働くことを夢見て来日するので、仕事に対して前向きに取り組めます。
その為、意欲に溢れた若い実習生を受入れることにより、他の従業員の方々の仕事への士気も上がります。
社員や職人向けに、社内外国語教育を開けます。

👉 国際貢献

1号終了後(基本5年後)、日本での経験を最大限活かし、母国で働くことにより母国の発展・経済成長につながります。
又、2号に移行できる業種の場合入管法改正により日本で継続して働ける事も出来ます。

👉 若手を業務に取り込める

業種の知識と資格を持った外国人若い労働を業務に入れられます。



当支援機関はスリランカ・ベトナム・インドネシア・ミャンマー・中国を中心に特定技能希望者を日本の企業・受け入れ機関様へご紹介をしております



スリランカ国内の活動内容

当組合のスリランカ側送り出し機関である「きずなインターナショナル」は当組合の理事長である古澤みちよと、東京大学に留学後、日本の有名大手電機メーカーにエンジニアとして10年以上勤務したスリランカ人が共同で設立したものです。

「きずなインターナショナル」はスリランカでJapan Expo in Sri Lankaや日本映画祭を開催し、チャリティー活動も実施。

イベントでは多数の大臣にご来場いただき、スリランカ政府から厚い信頼を頂戴しております。



ベトナム

ベトナムでは長い経験を持っている、優秀なスタッフがいます。宿泊込みで技能実習生へ技能の教育を行っております。日本語能力も高い、優秀な求職者を紹介しております。

インドネシア

日本に居る研究生のトップ5の中に入る国です。インドネシア研究生の多くネットワークが持っているそして信用できる送り出し機関と業務提携を結んでおります。日本語能力も高い優秀な求職者を紹介します。

ミャンマー国内の活動内容

ミャンマー国内に介護業務トレーニング学校を持っている技能実習生送出し経験15年以上の機関と提携。現在、300人以上の登録、東京・名古屋・大阪・群馬でのサポート体制も完備。

中国

中国は介護の分野に強みを持っております。
中国では看護師免許を持っている方を、日本の介護施設へご紹介をしております。
他の分野へも、もちろん日本語の能力を高い技能実習生をご紹介しております。当支援機関の優秀な中国のスタッフが緊急人にご対応をしております。

当支援機関の取組み

■入社前

➤ 候補者選定

1. ご指示あった人材に適した候補者選定
2. 候補者の履歴書のお届と貴社でのline、Skype等での面接設定と通訳としての同席
3. ご内示を頂いた候補者の現地もしくは、日本での健康診断の実施
4. 候補者への作業内容の紹介と処遇条件の説明

➤ 入社前研修

1. 法定の生活ガイダンス(母国語で、日本での生活、労働法等の内容説明と貴社概要と仕事内容説明)
2. ビザ取得
3. 日本への渡航手続きと送出し(海外からの渡航者の場合)

➤ 技能実習機構への届出

1. 必要資料が約50種類ありますが、当方にて作成できない一部を除いて当方にてモデル作成致しますので、貴社・貴団体にて修正、加筆下さい。

■入社後

➤ 入社以降

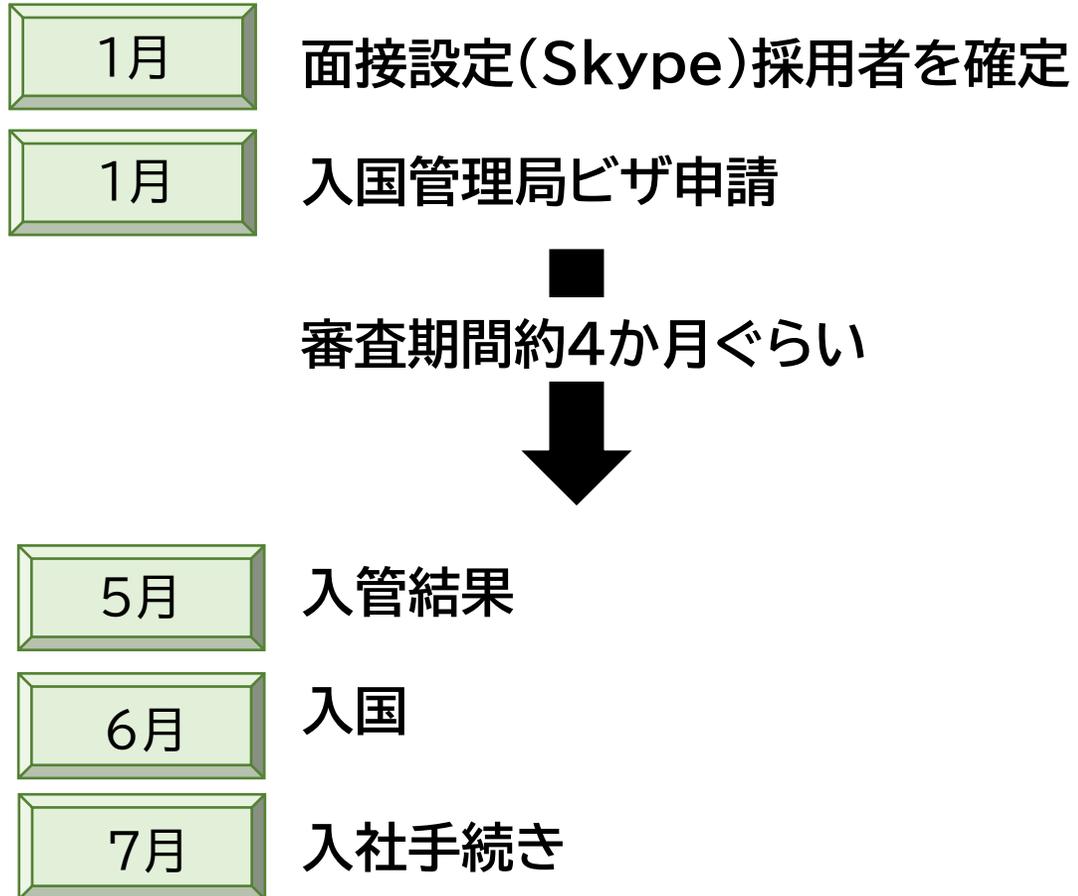
1. 貴社入社時の説明(会社概要他)への同席通訳
2. 作業内容の説明と安全教育の同席通訳
3. その他必要事項の現地語翻訳(含む 安全掲示、作業ポイント 掲示等)
4. 入社時資料作成の同席と翻訳による作業支援(各種届出資料等)
5. 生活立ち上げ支援
 - ∴家電他生活物質の本人たちの買い物支援
 - ∴銀行役所への届け出
 - ∴その他
6. ビザ更新・帰国手続き作成
7. 必要に応じて、日本語教育機関とタイアップし日本語の力アップ対策
8. 介護福祉受験対策について、特定技能1号外国人に及び特定技能所属機関の合意がある場合には提携機関を通じたサービスを提供。

➤ 監理他

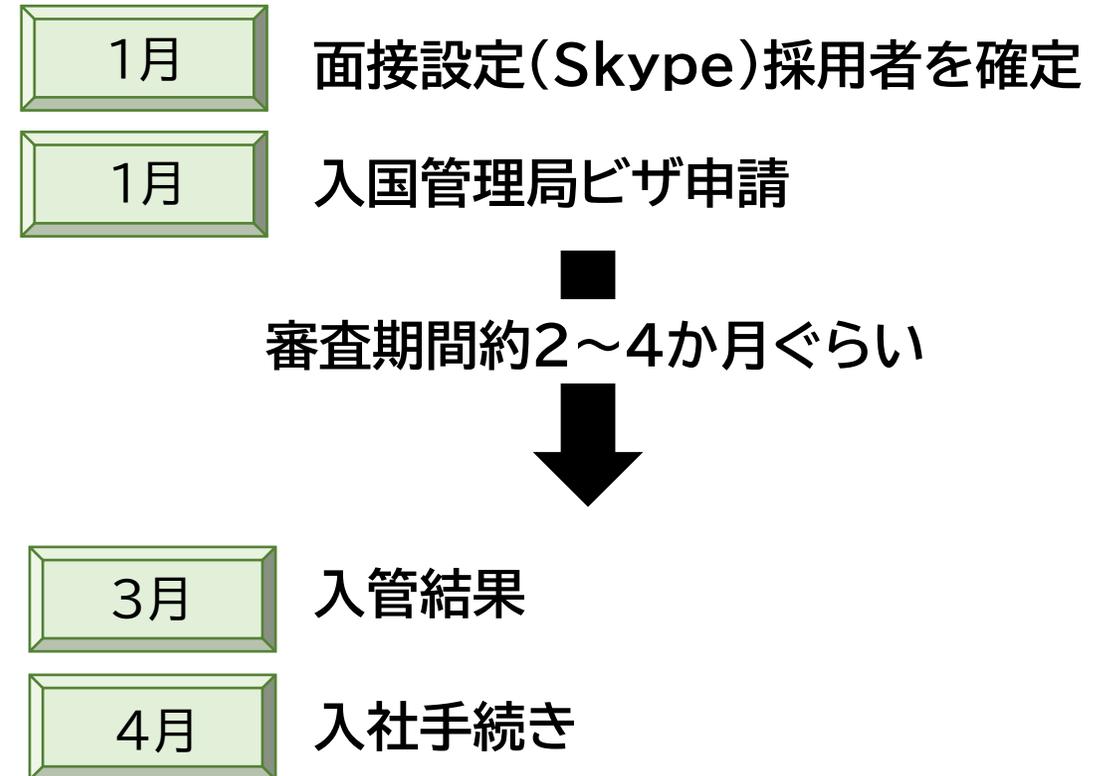
1. 2～3日現地語日本語の話せる支援者派遣
2. その後週2～3回当方から実習生への電話による状況確認
3. 月1回の訪問による貴社作業指導者からの状況確認と実習生との面談

実際に働くまでの簡単な流れモデル

海外からの渡航者の場合



日本国内からの場合



特定技能の支援は株式会社エヌ・クリエイションにお任せ下さい

支援機関名:株式会社エヌ・クリエイション

登録番号:19登-002529

設立:2016年7月

代表理事:古澤 みちよ

業務内容:

1. 国際関連事業

(2017&2018年ジャパンエキスポスリランカ・2019日本映画祭inスリランカ・日本スリランカきずな協会活動)

2. 音声収録スタジオ運営

(STUDIO LOVOX AKIBA 東京スタジオ・STUDIO UMEMEDA 大阪スタジオ)

3. 声優プロダクション・声優養成所事業

4. ワークショップ

5. 前各号の事業に附帯する事業

会員:公益財団法人国際研修協力機関(JITCO)賛助会員

東京 〒101-0024
東京都千代田区神田和泉町1番地1-7 大和ビル地下1階
TEL: 03-6435-7250 FAX: 03-6435-7352
MAIL: info@ncreation.co.jp

大阪 〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田 3-4-5 毎日新聞ビル4階
TEL: 06-6453-5701 FAX: 06-6453-5703

○事務局長/日本語・英語担当 栗坂

○介護アドバイザー 久保 (介護福祉士)

○生活指導者/シンハラ語担当 オミラ

○生活指導者/中国語担当 孟